

かながわ
消費生活**注 意 ・ 警 戒 情 報**インターネットで**無料就活セミナー**に
参加したら**高額なセミナーの契約**に！**相談事例**

「就職活動のコーチングをする」というインターネット広告を見て、ウェブ会議の無料カウンセリングを受けたところ、約50万円の就活サポートプランを勧められた。高額なので断ったが、説得され契約してしまった。後日、解約を申し出ると規約に則り受講料の20%を支払うように言われた。



無料カウンセリングのつもりでウェブ会議に参加した場合でも、**断定的な説明や不安をあおる言葉で高額な就活セミナーの勧誘**を受けることがあるので注意しましょう。

また、**安易に高額なクレジット決済や借金を**しないようにしましょう。

- ◆就職活動中の学生の不安につけ込み、高額な就活セミナー等を契約させるトラブルの相談が寄せられています。
- ◆インターネット広告や、SNSで知り合った人からの誘いで、無料のウェブ会議に参加したところ、高額な契約を勧誘されたというケースが目立ちます。
- ◆契約してしまった場合でも、クーリング・オフや契約の取消しができる場合がありますので、早めに消費生活センター等に相談しましょう。

契約に関するトラブルについては、**消費生活センター**にご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし

い や や
188 番国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。

高齢者のための消費生活相談

高齢者の消費者被害に関する相談が消費生活センター等に多く寄せられています。消費生活でのトラブルでお困りの際は、お気軽に電話でご相談ください！

実施日程：9月25日（月）・26日（火）・27日（水）

受付時間：9時30分 から 17時 まで

電話番号：045-311-0999



- ※ 聴覚障がいのある方で、筆談を希望される方は16時までに直接ご来所ください。
また、9月26日（火）・27日（水）は、タブレット端末を利用した手話通訳による対面相談が可能です。（9時30分～16時30分まで。16時までにお願いします。）
- ※ 最新情報は県ホームページ「高齢者のための消費生活相談」にて、ご確認ください。
- ※ キャンペーン期間外でも、消費生活相談は、平日9時30分から17時、土曜日9時30分から16時30分まで受け付けています。（除く祝日）

高齢者の方から このような相談が寄せられています！

【定期購入】

通販サイトで、1回限りのつもりで購入した美容液が、複数回購入が必要な定期購入だった。



【還付金詐欺】

行政を名乗り『医療費の還付金がある』という電話があった。
詐欺ではないか。



【訪問購入】

不用品を買い取るという事業者を呼んだら、強引に貴金属を買い取られた。



【点検商法】

「屋根や床下の無料点検に訪れた事業者

に、必要のない工事を強引に契約させられた。



困ったときは、一人で悩まず
地元市町村の消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



FACEBOOK



X(旧Twitter)